

多賀城の歴史文化イラストパンフレット制作業務委託
に係る公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

多賀城市

多賀城の歴史文化イラストパンフレット制作業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 本書の目的

本書は、多賀城の歴史文化イラストパンフレット制作業務委託の契約候補者を選定するための公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

多賀城の歴史文化イラストパンフレット制作業務

(2) 委託業務内容

別紙「多賀城の歴史文化イラストパンフレット制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託場所

別紙仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年10月30日（金）まで

(5) 提案上限額

1,465,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※委託契約の額は、多賀城市の予算の範囲内において、仕様書における業務内容に基づき契約交渉の相手方が算定した額（見積額）とする。

3 参加資格要件

参加資格を有する者は、参加申込期日において次に掲げる全ての要件を満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てをしていない者であること。

(3) 国税及び地方税に未納がない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員等に該当しない者であること。

- (5) 本プロポーザルへの参加申込時点で、多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（令和3年多賀城市告示第47号の6）に定める指名停止及び指名回避の措置を受けていない者であること。
- (6) 本業務の円滑な遂行に必要な関連知識や企画能力を有すること。
- (7) 宮城県内に主たる事業所等を有しており、必要に応じて担当者が多賀城市に来ることができること。

4 実施手順

本プロポーザルは、参加申込受付時に提出された書類による参加資格要件の審査、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査により、優先契約候補者1者を選定する。

公募から委託事業者決定までの実施手順（概要）は、次のとおり。

内 容	期間等
実施要領の公表	令和8年4月22日（水）多賀城市ホームページに掲載
質問書の提出期限	令和8年5月20日（水）午後5時
質問への回答	令和8年5月22日（金）までに多賀城市ホームページに掲載
参加申込書、企画提案書等提出期限	令和8年5月25日（月）午後5時
審査（書類審査）	令和8年5月26日（火）から同月28日（木）まで
審査結果の通知	令和8年5月29日（金）
契約締結	令和8年6月1日（月）（予定）

5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書（様式1）に質問内容を記載の上、E-mailにより提出すること。

(2) 受付期間

令和8年4月22日（水）から同年5月20日（水）午後5時まで

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和8年5月22日（金）までに多賀城市ホームページ内にて公表する。

多賀城市ホームページアドレス：<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/>

※質問への回答は、一定期間ごとに随時行うこともあるので注意すること。

(3) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

6 参加申込書及び企画提案書の受付

(1) 申込受付期間

令和8年4月22日（水）から同年5月25日（月）午後5時まで

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア	申込書兼誓約書（様式2）（代表者印を押印のこと）	1部
イ	暴力団排除に係る誓約書（様式3）（代表者印を押印のこと）	1部
ウ	会社概要調書（様式4）	1部
エ	業務実績調書（様式5）	1部
オ	代表者印鑑証明書	1部
カ	履歴事項全部証明書	1部
キ	国税及び地方税に未納がないことを証する書類	1部
ク	企画提案書表紙（様式6）	10部
ケ	企画提案書	10部
	※企画提案書の用紙サイズはA4、枚数は両面印刷で15枚（計30面）以内とします（A3サイズを折り込み、A4とすることも可とします。）	
コ	実施体制調書（様式7）	1部
サ	参考見積書（様式8）	1部
シ	参考業務費内訳書（様式自由）	1部
ス	その他参考資料	1部

(4) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(5) 申込方法

上記受付場所まで直接又は郵送（期限内必着）で提出すること。（電話、FAX、E-mail等による受付は行わない。）

7 申込み及び企画提案の無効

(1) 上記3に定める参加資格要件を満たさない者が提出した提案は、無効とする。

(2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 提出期限、受付先、提出方法等に適合しない場合

イ 企画提案書の内容が、当該実施要領に定める要件に適合しない場合

ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がない場合

エ 独自提案を除き、記載すべき事項以外の事項が記載されている場合

オ 虚偽の内容が記載されている場合

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった者が提出した提案は、無効とする

る。

- (4) 前3号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

8 審査

(1) 書類審査

次のとおり選定委員会による書類審査を行い、優先契約候補者1者を選定する。

ア 審査の方法

選定委員会の各委員が提出書類を基に書類審査を行うこととし、プレゼンテーションによる審査は行わないものとする。委員全員の評価点数総計が満点の6割を超える評価点数の企画提案について、委員全員の評価点数総計の高い順に順位を付け、1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、評価点数総計が同点の場合は、選定委員の合議により順位を決定する。

なお、審査基準は、別紙「多賀城の歴史文化イラストパンフ制作業務委託事業者選定委員会審査基準及び採点表」とする。また、提出された企画提案書の内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて企画提案者に対してヒアリングを行うものとする。

イ 審査結果の通知

審査の結果については、企画提案者全員に本人の順位のみを書面で通知する。

- ウ 審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、再度選定の機会を設けることとする。

9 契約及び協議

市は、審査の結果を基に優先契約候補者と業務内容、契約金額等について協議し、協議が整ったときは、多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号）に基づき速やかに契約を行うものとする。

なお、協議が整わない場合は、審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

10 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務に係る履行の全部又は市が指定した主要な部分並びに契約金額のおおむね2分の1以上に相当する部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを原則禁止とする。

(2) 権利の帰属等

成果品及び乙が本業務のために作成した著作物は、原則として全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用し、複製し、及び流用してはならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た情報を委託者の許可なく公表してはならない。

(4) 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行に当たって知り得た個人情報を適切に管理しなければならず、その利用及び提供は本人の同意を得た範囲に限るものとする

11 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された書類の返却は、行わないものとする。

(3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出は認めないものとする。

(4) 選定結果に対する問合せ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。

12 問合せ先

〒985-8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所北庁舎3階

企画経営部文化観光課文化観光係

電話 022-368-2085

FAX 022-309-2369

電子メール kanko@city.tagajo.miyagi.jp

(別紙)

多賀城の歴史文化イラストパンフレット制作業務委託事業者選定委員会審査基準及び採点表

審査項目	実施要領に記載の要旨	審査基準	採点	備考
1 事業者の概要・実績				
①事業者の概要	事業者等の規模・保有技術・事業実績等	・事業者の規模、保有する技術、事業実績は十分か。		
2 事業者の業務体制				
①業務実施体制	配置予定技術者の資格、経歴等	・本業務の業務遂行に適した経験や能力を持つ人材を配置しているか。		
②業務の工程管理	工程管理、業務への取組姿勢	・当方の示した業務委託期間に対する確に対応できる体制となっているか。		
3 事業者の提案力				
①的確性(業務への理解度)	業務の趣旨・目的への適合性	・本件のパンフレット制作事業への理解と事業への反映能力があるか。		
		・冊子やHP等のデザインやライティング等のクリエイティブ能力と事業への反映能力があるか。		
		・若い世代への訴求力と事業への反映能力があるか。		
②実現性(提案の実現性)	提案内容の実現性	・提案内容について、実現可能なものとなっているか。		
③独創性(有用な提案)	インパクト・その他有用な提案	・インパクトや話題性がある魅力的な提案であるか。		
		・プロモーションの波及効果が高い提案であるか。		
		・付加価値のある事業展開が見込める提案であるか。		
得点				

●評価視点及び評価点数

評価視点	特に優秀である／極めて高い能力を有している	優秀である／高度な能力を有している	満足できる／十分な能力を有している	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	満足できない部分が多い／任せることは不安	全く満足できない／任せることができない
評価点数	5	4	3	2	1	0